

2018年11月13日、当NPO法人が原告となって、京都地方裁判所に提起した訴訟について、被告株式会社ラッシャーマンとの間で和解が成立した。

本件（お試し価格表示差止請求事件（京都地方裁判所平成29年（ワ）第3792号））は、対象となる商品を複数回の購入を条件とする定期購入で販売する場合に「初回実質無料 送料560円（税込）のみ」、「95%OFF送料無料560円（税込）」等と表示し、対象となる商品を560円で購入可能であるかのように示す表示を行うことの停止を請求した事案であった。

本件訴訟提起前、当NPO法人からの差止請求に対し、株式会社ラッシャーマンからは、「貴法人の表示停止要求に応じて、該当表示を削除し、購入継続条件をより分かりやすく表示するよう改訂致しました。」、「現在、弊社では、本商品を含め、弊社取扱商品について、数回の購入継続が条件となる商品販売形態を変更し、いつでも解約可能な定期購入とすべく手続を進めております」等の回答があった。

しかし、当NPO法人は、改訂後の表示についても、「対象となる商品を560円で購入可能であるかのように示す表示」であると判断し、上記訴訟を提起するに至ったものである。

そして、訴訟を提起した後、株式会社ラッシャーマンは、その販売方法を、複数回の購入を条件とせず、いつでも解約可能な形態へと変更したことから、本件訴訟について、当NPO法人と株式会社ラッシャーマンとの間で和解が成立した。

和解内容は、概要以下のとおりである。

- ・被告は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

記

（表示媒体）

被告ウェブサイト

（対象となる商品）

DCC（ディープチェンジクレアチン）

（表示内容）

対象となる商品を複数回の購入を条件とする定期購入で販売する場合に「初回実質無料 送料560円（税込）のみ」、「95%OFF送料無料560円（税込）」等と表示し、対象となる商品を560円で購入可能であるかのように示す表示。

- ・原告はその余の請求を放棄する。
- ・訴訟費用は、各自の負担とする

以上